

(仮) 第二次長野市環境基本計画後期計画の策定について (案)

1. 改定の趣旨

長野市環境基本条例（平成9年3月27日施行）第7条の規定に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定。

策定期間	名称	計画期間
平成12年3月	長野市環境基本計画	平成12年度～平成22年度（10年間） 見直し時期（平成17年度）とする
平成18年10月	環境基本計画後期計画	平成18年10月～平成22年度
平成21年4月	環境基本計画後期計画 1年延長 （長野市総合計画期間にあわせるため）	～平成23年度
平成24年4月	第二次長野市環境基本計画	平成24年度～平成28年度（5年間）

◎ 第二次計画の計画期間が平成28年度で終了することに伴い、平成29年度以降の環境基本計画を策定。

2. 計画期間

- ・ 平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

3. 基本的な考え方

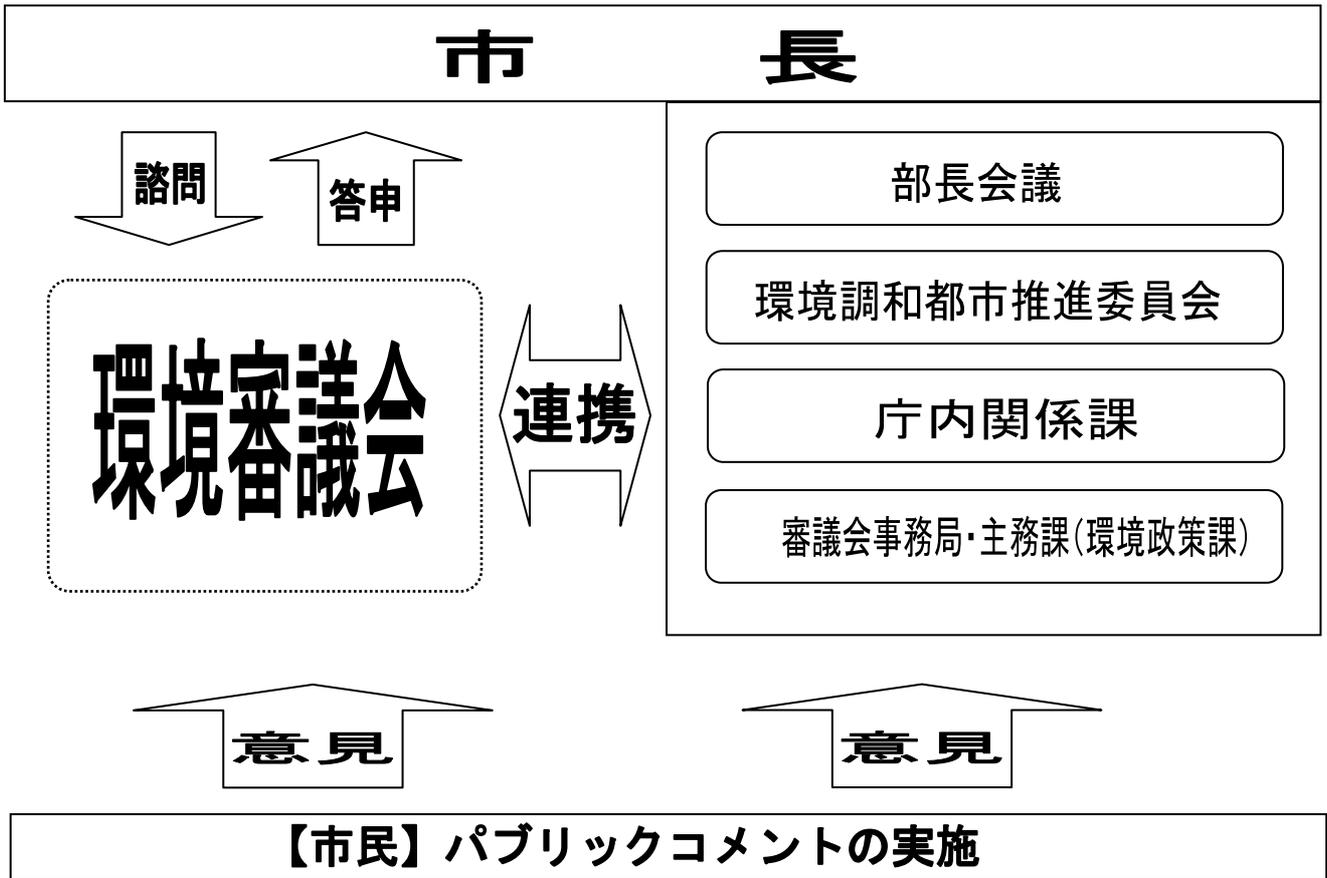
第二次計画の策定時（平成24年度）と現在の環境行政をとりまく状況の変化は少ないことから、第二次計画の内容を継承し後期計画として次の内容をもとに策定していきたい。
加えて、第五次長野市総合計画と整合性を図りながら、計画策定を進めていく。

- ① 第二次計画の「対象とする範囲」や長野市が目指す「環境像」「基本目標」は継承。
- ② 第二次計画の市の取り組みの成果や課題を整理。（フォローアップ）
- ③ 基本目標（6項目）の効果的な推進のために、指標・目標、施策テーマの見直し。

4. 策定の進め方

- ・ 長野市環境審議会へ環境基本計画の策定について諮問（平成27年11月）
- ・ 審議会における審議（平成27年度2回、平成28年度4回、計6回予定）
- ・ 審議会から中間報告（平成28年9月予定）
- ・ 中間報告に基づきパブリックコメントを実施（平成28年9月～10月予定）
- ・ 審議会から答申（平成28年12月～平成29年1月）
- ・ 庁議決定（平成29年2月）
- ・ 計画実施（平成29年4月）

(計画策定体制図)



(長野市環境基本条例 一部抜粋)

第7条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、長野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境への配慮の指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるよう努めるとともに、長野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。